表1-7　任期付職員法に基づく府省別採用状況

（単位：人）

府省名	平成28年度における採用官職の例 ※〔　〕内は平成27年度以前の採用官職の例	採用者数					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	累計
会計検査院	〔事務総長官房上席企画調査官付企画調査官〕	2	1	4	4		33
人事院	事務総局参事官付情報システム専門官		4	3	5	2	21
内閣官房	内閣情報調査室内閣衛星情報センター技術部主任開発官付	20	19	15	32	37	233
内閣府	男女共同参画局調査課調査分析専門官	30	23	19	16	15	288
公正取引委員会	審査局管理企画課審査専門官	8	4	9	7	3	74
個人情報保護委員会	事務局総務課課長補佐				1	3	4
金融庁	検査局総務課金融証券検査官	72	82	92	55	78	892
消費者庁	消費者制度課政策企画専門官	7	28	17	11	15	112
復興庁	〔岩手振興局参事官付参事官補佐〕				1		1
総務省	行政管理局副管理官	4	7	5	6	4	54
法務省	東京法務局訟務部訟務官	17	7	16	26	19	135
公安調査庁	〔公安調査専門職〕						1
外務省	経済局国際貿易課サービス貿易室課長補佐	21	37	37	68	77	437
財務省	財務総合政策研究所総務研究部研究官	16	35	26	24	13	264
国税庁	東京国税不服審判所国税審判官	19	19	19	15	20	143
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課課長補佐	10	13	11	10	6	128
文化庁	長官官房著作権課著作物流通推進室デジタルコンテンツ流通専門官	1		1		1	5
スポーツ庁	〔競技スポーツ課専門職〕				3		3
厚生労働省	社会・援護局福祉基盤課介護福祉専門官	4	61	11	11	20	125
農林水産省	大臣官房検査・監察部検査課検査官	1	1	4	1	3	21
林野庁	〔関東森林管理局森林整備部森林放射性物質汚染対策センター事業第一係長〕	5					5
経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室課長補佐	12	14	12	9	10	122
資源エネルギー庁	電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長補佐		4	3	7	2	26
特許庁	審査第一部審査官	77	63	138	109	107	1269
中小企業庁	事業環境部財務課税制専門官		2		1	1	7
国土交通省	航空局航空ネットワーク部航空事業課専門官	6	14	11	11	12	104
観光庁	観光産業課課長補佐			1		1	2
運輸安全委員会	事務局鉄道事故調査官	4	2	4	3	4	26
海上保安庁	〔海上保安大学校講師〕				1		1
環境省	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室室長補佐	10	14	7	11	11	82
原子力規制委員会	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官（PWR担当）付安全審査官	5	57	12	11	9	94
国立環境研究所	〔地球環境研究センター主幹〕						1
国立印刷局	〔総務部総務課法務総括官〕				2		6
造幣局	総務部経営企画課専門官	1				1	2
（参考）社会保険庁	〔総務部サービス推進課社会保険指導室特別社会保険指導官〕						1
（参考）日本郵政公社	〔コーポレートIT部門企画室企画役〕						9
合計		352	511	477	461	474	4,731

（注）　累計は制度発足時（平成12年11月27日施行）以降の累積数

3　研究公務員の任期を定めた採用

任期付研究員法に基づく任期付研究員制度は、国の試験研究機関等で研究業務に従事する一般職の職員について、⑴高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させるため特に優れた研究者を採用する「招へい型」と、⑵当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させるため、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を採用する「若手育成型」の二つの場合に分けて実施している。

この制度により、平成28年度は、招へい型として15人、若手育成型として17人の者が採用されている。

なお、任期付職員法や任期付研究員法のほか、任期を定めた採用としては、規則８―12（職員の任免）第42条に基づき、㋐３年以内に廃止される予定の官職、㋑特別の計画に基づき実施される研究事業に係る５年以内に終了する予定の科学技術等に従事する官職に採用する場合がある。これによる平成28年度の採用者数は、㋐については公共職業安定所の職員として１人、㋑については採用実績はなかった。

4　官民人事交流

官民人事交流法に基づく官民人事交流制度は、公務の公正な運営を確保しつつ、民間企業と国の機関との人事交流を通じて、民間と国との相互理解を深めるとともに、組織の活性化と人材の育成を図ることを目的とする制度であり、⑴府省の職員を民間企業に派遣する交流派遣と、⑵民間企業の従業員を府省で任期を付して採用する交流採用の二つのケースがある。

人事院は、官民人事交流法第23条第２項の規定に基づき、平成29年３月29日に平成28年における官民人事交流の状況を国会及び内閣に対し報告した。

平成28年中に交流派遣職員であった者は146人、交流採用職員であった者は639人であり、平成26年から平成28年までの間に交流派遣後職務に復帰した職員は207人であった。

また、平成28年における新たな交流派遣者数は42人、交流採用者数は216人であった（図１―10、表１－８）。

さらに、各府省及び民間企業において、この制度がより広く認知・理解され、活用の機運が高まることが必要であるとの観点から、平成29年１月に各府省人事担当者に対して官民人事交流の推進の要請を行うとともに、そのニーズの把握に努めた。また、経済団体等の協力を得て、内閣人事局及び内閣府官民人材交流センターと共同して民間企業を対象とした説明会を東京（２回）、長野、福岡、名古屋及び大阪において実施した。さらに、制度のあらましと官民人事交流経験者や民間企業の人事担当者の体験談を紹介するパンフレットを、内閣人事局及び内閣府官民人材交流センターと共同して作成し、各種説明会等の機会を通じて配布するなど、官民人事交流の推進に努めた。